

第17期 事業計画書（案）

（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

一. 事業計画重点項目

新型コロナウイルス感染拡大が第6波を迎え、国や地方自治体は感染抑制の為に社会活動に制限を設け、国民の生活に多大な影響を及ぼしている。このような状況の中、第16期に事務所を移転した。事務局の管理監督の強化と効率化を図り、経費削減に努力する。研修や会議が行えるスペースの確保もでき、会員によりこのスペースが有効活用され、後見活動の一助になることを期待している。

成年後見制度利用促進法における促進会議は第1期（2016年～2021年）の5か年が終了し、第2期（2022年～2027年）の5か年計画がスタートした。促進会議の地域連携ネットワークにおける中核機関の進行状況、専門職後見人団体や他の法人後見団体の動向を注視し、制度の変革に対応できる法人の体制改革が必要と考えている。

また、新型コロナウイルス感染予防の為に病院・施設・関係各所で面会が制限されている状況下、後見担当会員も被後見人と面会が制限され、思うような活動が出来ていないことが懸念される。第17期の基本計画を策定するにあたり、こうした困難な状況も勘案する中、特に被後見人等の身上保護の在り方、新規相談・後見担当会員の相談等について検討した。

二. 事業計画

1. 事務局

① 総務企画室

- ・ 法人組織全体の調整及び会員・職員の管理並びに業務の効率化を行い、成年後見事業の適正な業務の遂行を図る。
- ・ 感染症の拡大防止の観点より、状況に応じ必要な対策を検討・実施し、会員及び職員に周知徹底を図る。
- ・ 不測の事態においても事務局機能を維持し、適切な後見業務が継続できるようサポートする。
- ・ ルールブックの改訂を適宜行う。
- ・ ルールブックの簡易版としてハンドブックを作成する。
- ・ 終了事件記録の保管・廃棄を適切に行う。
- ・ マイナンバー通知カード等を保管・管理する。
- ・ 対外的及び内部的な苦情について、一次窓口として対応する。
- ・ なのはな通信第10号にあわせ、今期賛助会員の募集を行う。
- ・ 既存のウェブサイト（なのはなホームページ）を見直し、刷新する。

② 後見会計室

- ・ 法定後見、財産管理委任契約、任意後見契約の預かり財産について、会員と協力し適切な財産管理業務を行う。
- ・ 高額な預貯金及び重要財産についての保管業務を行う。

2. 業務監査委員会

- ① 法人が受任する後見等事件についてその全件を監査対象とし、裁判所及び後見監督人等へ提出されるすべての書類について監査を行う。
- ② 後見会計室と連携し、法人として統一感のある正確な書類作成となるよう会員に情報提供する。
- ③ 監査業務において、訂正・修正内容等を記録し、今後の適正な書類作成となるよう適宜会員に注意を促す。
- ④ 法人が受任する後見等事件について担当者を変更する場合、引継ぎに関する立ち合い監査を行う。
- ⑤ 監査体制強化の一環として、監査要員となる監査委員を養成し、増員を図る。

3. 教育研修委員会

- ① Zoom 及びフリースペースを活用した会員及び職員のニーズに沿った研修会の運営を目指す。
- ② 新入会員及び担当就任後1年未満のA会員を対象とした研修会を開催する。
- ③ 公開セミナーの開催について検討を行う。
- ④ 会員相談に対応する相談室を設置する（後見推進委員会からの移設）。
- ⑤ 市町村からの要請により、市民後見人養成講座の実施若しくは講師派遣等を行う。ただし、派遣する講師の感染症予防を優先事項とし、講師の人数、選定について細心の注意を払う。

4. 後見推進委員会

- ① 新規相談対応を行う。また、相談対応可能な人材の育成を行う。
- ② 関係機関等に向けて、後見制度の理解を深める為の啓発活動を行う。
- ③ 担当者選任会議を行い、担当者を選任する。
- ④ 顧問先相談並びに信託設定後見人及び後見監督人等への財産の引渡や引継時の同行を行う。

以 上